

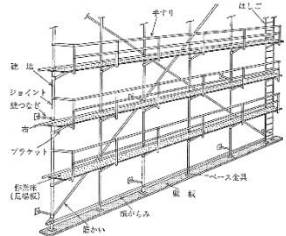
労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要 (足場等からの墜落・転落防止措置関係)

第152回安全衛生分科会資料

労働安全衛生規則改正案について（諮問事項）

1 一側足場の使用範囲を明確化

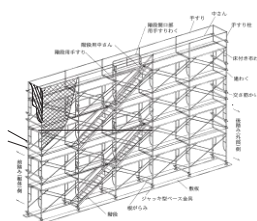
主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例（（一社）仮設工業会より提供）



本足場の例（（一社）仮設工業会より提供）



（※）令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

4 施行日等

公布日：令和5年3月（予定）

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」 報告書の概要



建設業における墜落・転落防止対策の検討

～「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」～

○ 趣 旨

建設業における墜落・転落による死亡災害は長期的に減少傾向にあるが、建設工事の現場においては、今なお墜落・転落による死亡災害が最も多い。

このため、建設業における墜落・転落災害の防止対策を一層充実強化していくために、労働安全衛生法令の改正も視野に必要な方策について検討することとする。

○ 検討事項

- (1) 足場等からの墜落・転落防止対策（「より安全な措置」等を含む）のあり方について
- (2) 屋根等の端からの墜落・転落防止対策のあり方について
- (3) その他

○ 開催状況

- | | |
|--------------|-------------|
| 第1回：平成30年5月 | 第2回：平成30年8月 |
| 第3回：平成30年10月 | 第4回：平成31年1月 |
| 第5回：令和4年7月 | 第6回：令和4年8月 |
| 第7回：令和4年9月 | |

○ 会合における主な論点

- (1) 屋根・屋上の端等からの墜落災害防止対策について（法令周知・教育等）
- (2) 足場の通常作業中の墜落災害防止対策について
 - ① 足場の安全点検の強化について
 - ② 一側足場の取扱いについて
- (3) 足場の組立・解体中の墜落災害防止対策について

(参加者 令和4年9月時点)

- | | |
|-----------------------|---|
| 遠藤 雅一 | 日建リース工業(株)技術安全本部長 |
| 大幢 勝利 | (独)労働者健康福祉機構労働安全衛生総合研究所
研究推進・国際情報センター長 |
| 小岸 昭義 | (株)OGISHI代表取締役 |
| 蟹澤 宏剛 | 芝浦工業大学建築学部建築学科教授【座長】 |
| 鈴木 央 | (株)鈴木組代表取締役 |
| 込田 幸吉 | (株)こみた建築代表取締役社長 |
| 杉森 岳夫 | 全国仮設安全事業協同組合安全監理部長 |
| 関根健太郎 | 関根建設(株)専務取締役 |
| 武石 和彦 | (一社)仮設工業会技術審議役 |
| 南雲 隆司 | (株)タカミヤ執行役員
開発本部本部長 |
| 本多 敦郎 | 日本建設業連合会安全委員会安全対策部会長
鹿島建設(株)安全環境部長 |
| 青木 富三雄 | 住宅生産団体連合会環境・安全部長 |
| 最川 隆由 | 全国建設業協会労働委員会委員
西松建設(株)安全環境品質本部安全部長 |
| 西田 和史 | 建設業労働災害防止協会技術管理部長
(敬称略) |
| (オブザーバー) | |
| 国土交通省大臣官房技術調査課 | |
| 国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課 | |

建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化 に関する実務者会合報告書概要

労働災害発生状況

- 建設業における労働災害は長期的には減少しているものの、未だに300人近くの方が亡くなっている（令和3年は288人）。
- 建設業における死亡災害、死傷災害で最も多い災害は墜落・転落災害であり、死亡災害では約4割、死傷災害の3割を占めている。
- 建設業における死亡災害を墜落箇所別に見ると、屋根等の端・開口部からが約3割、足場からが約2割を占めている。その他、はしご、脚立からの墜落・転落災害が近年増加している。

災害の特徴と課題

- 屋根等の端・開口部からの墜落・転落災害では、特に小規模工事において、対策を実施するためのノウハウの不足等から手すり等の設置や要求性能墜落制止用器具の使用等、法令上の措置が不十分。
- 足場での通常作業中の墜落・転落災害では、手すり等がなく、足場の安全点検が行われていない事例が散見されている。
- 一側足場にあっては、法令上手すり等の設置義務がない。
- 足場の組立・解体中の墜落災害では、手すり等がない場合に墜落制止用器具を親綱にかけておらず転落したケース等が認められた。

講ずべき対策

*は法令改正事項

1. 屋根・屋上等の端・開口部からの墜落・転落防止対策

- マニュアルの作成・普及
 - 最新の木造家屋建築工事における墜落等防止対策
 - はしご・脚立（内装工事を含む）からの墜落防止対策
 - 2m未満の低所からの墜落転落防止対策

2. 足場での通常作業中の墜落・転落防止対策

- 足場点検の確実な実施
 - * あらかじめ点検実施者を指名（作業開始前及び組立て等後点検）
 - * 点検実施者の氏名の記録及び保存（組立て等後点検）
 - 組立て等後点検実施者は足場の組立て等作業主任者で能力向上教育を受講した者等を推奨、点検実施者の能力と労働災害や法令違反との関係について調査・検討

○ 一側足場の使用範囲の明確化

- * 本足場の設置に十分なスペースがある場合には、本足場を使用することを原則

3. 足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策

- 作業手順の遵守徹底
 - 足場の組立・解体作業時における正しい作業手順の遵守の徹底
- 手すり先行工法等の普及促進
 - 「手すり先行工法等に関するガイドライン」の内容の充実（足場部材の最新の安全基準の反映等）、周知・指導とフォロー

4. 足場の壁つなぎの間隔

- くさび繫結式足場での壁つなぎ間隔等について、足場に関する科学的知見の収集とデータに基づいた対応

将来の課題

- デジタル技術等新技術の活用・反映、高所作業従事者の安全衛生教育の在り方の情報収集等